

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱（平成30年鹿屋市告示第232号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市販路開拓支援事業補助金交付要綱

第1条中「地域資源及び地域資源を活用して開発した商品を国内外の消費者や需要者に広く宣伝し、販路を開拓するとともに、商談等のスキルアップを図るために必要な展示会、商談会、市が主催する国外市場調査等」を「市内で生産される農林水産物等の販路開拓に取り組む市内事業者を支援することにより本市の産業振興及び発展に寄与するため、展示会、商談会等」に、「かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金」を「鹿屋市販路開拓支援事業補助金」に、「この要綱に」を「この要綱の」に改める。

第2条を次のように改める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人若しくは団体であること。
- (2) 市内で生産される農林水産物(食用に供するものに限る。)又は製造、加工される食品の販路開拓のために国内で開催される展示会等へ参加すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 過去にかのや逸品ビジネスマッチング支援事業による補助金の交付を受けていないこと。

第3条を次のように改める。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、展示会等への参加に要する出展料とし、事業実績報告時に支払が確認できるものに限る。ただし、国、県その他公共団体から補助を受けていない、又は受ける見込みのないものとする。

第4条第1項を次のように改める。

補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内とし、1年度当た

り1回限りとし、15万円を上限とする。

第5条中「かのや逸品ビジネスマッチング支援事業」を「鹿屋市販路開拓支援事業」に改める。

別記様式中「年度かのや逸品ビジネスマッチング支援事業」を「年度鹿屋市販路開拓支援事業」に、「かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱」を「鹿屋市販路開拓支援事業補助金交付要綱」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のかのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者は、この要綱による改正後の鹿屋市販路開拓支援事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者とみなす。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所

氏名

年度鹿屋市販路開拓支援事業に伴う状況報告書

鹿屋市販路開拓支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 対象商品名

No.	対象商品名	売上金額（円）	取引先名

※対象商品が複数ある場合は、それぞれ記入してください。

2 今後の販路開拓計画

販路開拓をしたい地域	希望する取引先（業種等）	備考